報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 11 月 12 日

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集

総務省は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案をとりまとめました。

つきましては、この案について、令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）までの間、意見を募集します。

１　背景

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額を見直し、改正を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第５号）について、改正を行うものです。

２　意見募集の対象及び意見公募要領

意見募集対象：別紙１「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案（概要）」

詳細については、別紙２の意見公募要領をご覧ください。

３　意見募集の期限

令和８年 12 月 14 日（月）

４　今後の予定

総務省では、皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布を行う予定です。

５　資料の入手方法

関係資料については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）の「報道発表」欄に、本日を目途に掲載するほか、電子政府の総合窓口［ｅ－Gov］（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

（連絡先）総務省自治財政局調整課
担当：鏡味、高橋、加藤
電話：０３－５２５３－５６１９（直通）
FAX　：０３－５２５３－５６２０

別紙１

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案
（概要）

１　概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額の見直しを行い、以下の改正を行うもの。また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第５号）について、以下の改定を行うもの。

２　改正内容

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案

・　物価水準や人件費単価の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務について改正を行う。

※具体的な改正の内容は別表のとおり。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案

・　地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表 21 の項の２の総務省令で定める金額（危険物取扱者免状の写真の書換え）を、1,600 円から 1,800 円に改める。

・　地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表 23 の項の２の総務省令で定める金額（消防設備士免状の写真の書換え）を、1,600 円から 1,800 円に改める。

３　スケジュール

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案

閣議予定日　令和８年 12 月下旬

施行予定日　令和９年４月１日

（ただし、消防法に基づく危険物取扱者免状、消防設備士免状及び消防設備士試験に係る改正規定は令和９年５月１日、行政書士法に基づく行政書士試験に関する事務については令和 10 年４月１日とする。）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案

施行予定日　令和９年５月１日

※　上記政令案の消防法に基づく危険物取扱者免状及び消防設備士免状に関する事務の施行予定日と同日

（別表）

手数料を徴収する事務名	現行 金額	改定後 金額
〇児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）関係		
７の項の１　児童福祉法第 18 条の８第２項の規定に基づく保育士試験の実施	12,700	13,800
７の２の項の１　児童福祉法第 18 条の 18 第１項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	4,200	6,100
同項　児童福祉法第 18 条の 18 第１項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査（地域限定保育士から保育士への移行の場合）	－	6,000
７の２の項の２　児童福祉法施行令第 17 条第１項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	1,600	2,300
７の２の項の３　児童福祉法施行令第 18 条第１項の規定に基づく保育士登録証の再交付	1,100	1,500
〇風営適正化法（昭和 23 年法律第 122 号）関係		
14 の項　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 24 条第６項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習	650	750
14 の 10 の項　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 24 条第６項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習	650	750
〇消防法（昭和 23 年法律第 186 号）関係		
16 の項の２　消防法第 11 条第１項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 ハ　準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	570,000	690,000
同項　ニ　特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	880,000	1,070,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,070,000	1,300,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,200,000	1,450,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,520,000	1,830,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	1,780,000	2,140,000

手数料を徴収する事務名	現行 金額	改定後 金額
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,070,000	4,930,000
－上記審査において、 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,340,000	6,490,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	6,490,000	7,870,000
同項　ホ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1,450,000	1,620,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,720,000	1,920,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,920,000	2,140,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	2,360,000	2,620,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,740,000	3,040,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	5,640,000	6,290,000
－上記審査において、 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	7,240,000	8,080,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	8,790,000	9,810,000
同項　ヘ　岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満	5,930,000	7,200,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満	7,470,000	9,080,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上	10,900,000	13,300,000
20 の項の１　消防法第 11 条の２第１項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査 ハ　基礎・地盤検査 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	420,000	470,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	560,000	630,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	730,000	810,000

手数料を徴収する事務名	現行 金額	改定後 金額
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	960,000	1,070,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	1,090,000	1,220,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	1,660,000	1,860,000
－上記審査において、 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	1,900,000	2,120,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	2,120,000	2,370,000
同項　ニ　溶接部検査（完成検査前検査） 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	530,000	590,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	680,000	760,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,030,000	1,140,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,410,000	1,570,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	1,780,000	1,980,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	3,430,000	3,810,000
－上記審査において、 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	4,190,000	4,650,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	4,800,000	5,320,000
同項　ホ　岩盤タンク検査（完成検査前検査） 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満	9,320,000	10,400,000
－上記審査において、 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満	12,600,000	14,000,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上	17,300,000	19,200,000
21 の項の１　消防法第 13 条の２第３項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	2,900	3,300
21 の項の２　危険物の規制に関する政令第 34 条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え	700	800
21 の項の３　危険物の規制に関する政令第 35 条第１項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	1,900	2,100

手数料を徴収する事務名	現行 金額	改定後 金額
21の項の５　消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	5,300	6,000
22の項　消防法第14条の３第１項又は第２項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 イ　特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	320,000	360,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満	460,000	520,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満	750,000	840,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満	1,020,000	1,140,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満	1,300,000	1,440,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満	3,150,000	3,500,000
－上記審査において、　危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満	3,870,000	4,290,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上	4,460,000	4,950,000
同項　ロ　岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満	2,690,000	3,000,000
－上記審査において、　危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満	3,230,000	3,590,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上	4,830,000	5,360,000
23の項の１　消防法第17条の７第１項の規定に基づく消防設備士免状の交付	2,900	3,300
23の項の２　消防法施行令第36条の５の規定に基づく消防設備士免状の書換え	700	800
23の項の３　消防法施行令第36条の６第１項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	1,900	2,100
23の項の４　消防法第17条の８第３項の規定に基づく消防設備士試験の実施 イ　甲種消防設備士試験	6,600	7,300
同項　ロ　乙種消防設備士試験	4,400	5,000

手数料を徴収する事務名	現行 金額	改定後 金額
23の項の５　消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習	7,000	7,800
〇保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）関係		
24の項の１　保健師助産師看護師法第18条の規定に基づく准看護師試験の実施	6,900	8,900
〇火薬類取締法（昭和25年法律第149号）関係		
37の項の１　火薬類取締法第31条第３項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	18,000	20,000
〇行政書士法（昭和26年法律第4号）関係		
44の項　行政書士法第３条第２項の規定に基づく行政書士試験の施行	10,400	12,000
〇銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）関係		
66の項の２　銃砲刀剣類所持等取締法第６条第１項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	3,900	3,700
同項　銃砲刀剣類所持等取締法第６条第１項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査（同時申請）	1,800	1,600
66の項の４　銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定に基づく許可証の再交付 イ　銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項の規定に基づく許可に係る許可証の再交付	1,900	2,100
同項　ロ　銃砲刀剣類所持等取締法第６条第１項の規定に基づく許可に係る許可証の再交付	1,900	1,700
〇液化石油ガス法（昭和42年法律第149号）関係		
84の項　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の４第３項において準用する同法第37条の２第１項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	17,000	19,000
〇職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）関係		
91の項の１　職業能力開発促進法施行令第２条第１号の規定に基づく技能検定試験の実施 イ　実技試験	18,200	20,400
〇警備業法（昭和47年法律第117号）関係		
102の項の３　警備業法第22条第５項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	1,800	2,000
103の項の３　警備業法第42条第３項において準用する同法第22条第５項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	1,800	2,000

手数料を徴収する事務名	現行 金額	改定後 金額
○不動産特定共同事業法（平成6年法律第 77 号）関係		
105 の２の項の１　不動産特定共同事業法第 41 条第１項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	60,000	66,000
105 の２の項の２　不動産特定共同事業法第 41 条第３項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	60,000	66,000

別紙２

意見公募要領

１　意見公募対象

・　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案

・　地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案

２　意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「１　背景」のとおり。

３　資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(https://public-comment.e-gov.go.jp/)の「意見募集案件」及び総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

※　誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領（提出先を含む)」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (https://public-comment.e-gov.go.jp/) に掲載されている対象の意見募集案件の意見提出フォームから御提出ください。

※　e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは４MB までとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：　hyoujunrei26_atmark_soumu.go.jp

総務省自治財政局調整課　あて

※　スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※　意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov

を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※　メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省自治財政局調整課　あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

〇ディスクの種類：CD－R、CD－RW、DVD-R 又は DVD-RW

〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

５　意見提出期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月１４日（月）まで（必着）

※　郵送については、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省自治財政局調整課にて配布又は閲覧に供します。

・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

（※個人情報を公表する可能性がある場合のみ）

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希

望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省自治財政局調整課

担　当：鏡味、高橋、加藤

電　話：03-5253-5619

電子メールアドレス：hyoujunrei26_atmark_soumu.go.jp

※　迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省自治財政局
調整課　あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見